

## 銚子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金に係るQ&A

Q インターネットや通信販売で購入したヘルメットは対象となりますか。
A 新品であることや購入日、購入金額、購入店、品名などがわかる領収書があれば対象となります。ただし、個人間で売買したものやフリマアプリ、ネットオークション、リサイクルショップなどから購入したものや新品であることが確認できないものは対象となりません。
Q バイクや工事用のヘルメットは対象となりますか。
A 対象となりません。安全基準適合マークの表示がある自転車乗車用ヘルメットのみ対象となります。
Q ヘルメットを4月に購入し、5月に銚子市に引っ越してきましたが申請はできますか。
A 申請できません。購入日から申請日までの期間中に銚子市内に居住されていることが条件となります。
Q 領収書ではなくレシートでも申請はできますか。
A 申請いただくヘルメットを購入したことがわかるレシートであれば申請可能です。金額しか記載がないなどの場合は、保証書や取扱説明書などをお持ちください。
Q 補助金の上限である2,000円を下回るヘルメットを購入した場合の補助金額はどうなりますか。
A 2,000円以下の場合には購入金額（消費税額含む。）の全額が補助金額となります。 (例) 1,500円のヘルメットを購入した場合は、補助金1,500円を支給。 5,000円のヘルメットを購入した場合は、補助金2,000円を支給。
Q ポイントを利用して、ヘルメットを購入しました。補助対象になりますか。
A ポイント利用や値引きで購入した場合は、それらを差し引いた額を申請金額とします。
Q 子ども2人分をまとめて申請できますか。
A 申請書はお子さん1人につき1枚必要になります。領収書は2個購入したことが分かるものをご用意ください。
Q 中学生の子どもが自転車通学用にヘルメットを支給されていますが、新たに自転車乗車用ヘルメットを購入した場合、補助対象になりますか。
A 通学時以外に使用するため、新たにヘルメットを購入された場合は補助対象となります。